

# 専門実践教育訓練明示書

(東北学院大学 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)スキルアッププログラム)

2022年1月17日作成

講座の名称	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)スキルアッププログラム													
実施方法	通学(土日)													
指定講座番号	5	4	0	2	3	—	1	7	2	0	0	1	—	0
講座の創設年月日	2016年4月23日				2023年9月30日まで			過去一年の講座実績	入講者数(8人)			修了者数(8人)		
訓練期間	12ヶ月						総訓練時間			141時間				

1. 教育訓練目標	
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 ( ) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 ( ) <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学院 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム ( 社会科学・社会 ) <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 ( ) <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ( ) 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 なし
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	東北学院大学
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	以下の3つの要件を満たすこと ①120時間以上の講義を履修(受講)し、そのうち96時間以上の講義に実出席すること(履修科目を欠席した場合は、録画を視聴のうえ課題を提出する) ②履修科目ごとに提出する課題の点数が合格点以上であること ③最終報告会で合格の評価を得ること
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	<b>【職種・職務】</b> 社会福祉協議会職員、社会福祉法人関係者、NPO団体、ボランティア団体等 <b>【業界と活用状況】</b> 地域福祉が求めるニーズを発見し、そのニーズに対し提供可能な資源を把握・発掘する等、地域福祉現場におけるマッチングとコーディネートの中で活用されている

2. 教育訓練の内容		
教科(カリキュラム)	時間	使用教材名
別紙記載の通り		

3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)	
①受講するに当たって必要な実務経験等	社会福祉法人等での実務経験をお持ちの方はなお可(必須ではない)
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	高等学校もしくは中等教育学校を卒業した方、または大学を受験できる資格を取得した方
③その他	地域づくりに貢献したいという思いを持っていること

[特記事項]

--

# 専門実践教育訓練明示書

(東北学院大学 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)スキルアッププログラム)

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況						
<b>(1)資格取得状況</b>						
① 前年度の修了者数	8	人				
② ①に係る教育訓練の入講者数	8	人				
③ ②のうち目標資格の受験者数	8	人	受験率(③/②)	100.0	%	
④ ③のうち合格者数	8	人	合格率(④/③)	100.0	%	
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	0	人				
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	7	人				就職・在職率(⑤+⑥/②)
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含まない。						
※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。						
<b>(2)受講修了者による講座の評価等</b>						
① 回答者総数	5	人				
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	4				人
	2 非正社員、派遣社員	1	人			
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	5		
	4 非就業	0	人	②B:非就業者計		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人			
	3 社内外の評価が高まる	2	人			
	4 円滑な転職に役立つ	0	人			
	5 趣味・教養に役立つ	1	人			
	6 その他の効果	2	人			
	7 特に効果はない	0	人			5
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人			
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人			
	4 趣味・教養に役立つ	0	人			
	5 その他の効果	0	人			
	6 特に効果はない	0	人			0
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人			
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人			
	4 就職していない	0	人			0
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	2	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)		
	2 おおむね満足	3	人			
	3 どちらとも言えない	0	人			5
	4 やや不満	0	人			
	5 大いに不満	0	人			
<b>(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)</b>						
当該プログラムの修了生からは「社内外での評価が高まる」等、キャリアアップにつながる成果が見られる。また、プログラムの内容については「大変満足」「おおむね満足」との回答が多く、教育訓練内容についても全体的に良い評価を得ている。						
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法						
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	各講義で提出するミニツツペーパーの記載内容により、科目ごとの修得度を把握している。また、最終授業日に行われる報告会での発表内容により、プログラム全体の修得度/達成度を測定している。					
(通信制講座の場合)スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	該当せず					

# 専門実践教育訓練明示書

(東北学院大学 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)スキルアッププログラム)

6. 受講効果の把握方法																
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	以下の2つの要件を満たすこと ①120時間以上の講義を履修(受講)し、そのうち96時間以上の講義に実出席すること(履修科目を欠席した場合は、録画を視聴のうえ課題を提出する) ②履修科目ごとに提出する課題の点数が合格点以上であること															
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	履修科目ごとに提出する課題の記載内容等により、科目ごとの修得度を把握している															
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	以下の3つの要件を満たすこと ①120時間以上の講義を履修(受講)し、そのうち96時間以上の講義に実出席すること(履修科目を欠席した場合は、録画を視聴のうえ課題を提出する) ②履修科目ごとに提出する課題の点数が合格点以上であること ③最終報告会で合格の評価を得ること															
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	履修科目ごとに提出する課題の記載内容等により、科目ごとの修得度を把握している。また、最終授業日に行われる報告会での発表内容により、プログラム全体の修得度/達成度を測定している。															
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法																
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	課題(ミニツツペーパー)の記載内容に対する講師からのフィードバックを各受講生に送付している。ミニツツペーパーでは質問事項も受け付けており、それに対する回答も送付する。 また、フォローアップ体制を構築し、メールでの質問・相談も随時受け付けている。															
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	CSWスキルアッププログラム運営会議(当該プログラムの意思決定機関)に学外委員を委嘱するとともに、CSWスキルアッププログラム相談体制を確立し、就職等に関する支援を実施している。															
8. その他の事項																
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人東北学院 (代表者名: 理事長 原田 善教)															
住所及び連絡先	宮城県仙台市青葉区土樋一丁目3-1 TEL 022-264-6562															
施設名称及び施設長名	東北学院大学 (施設長: 学長 大西 晴樹)															
住所及び連絡先	宮城県仙台市青葉区土樋一丁目3-1 TEL 022-264-6562															
苦情受付者	氏名 佐々木 和弘 所属 地域連携課	事務担当者	氏名 佐々木 和弘 所属 地域連携課													
連絡先	TEL 022-264-6562	連絡先	TEL 022-264-6562													
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		100,000 円													
支払い方法 <b>① 一括払</b>	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		0 円													
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	<table border="0"> <tr><td>第1期</td><td>50,000 円</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>50,000 円</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>円</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>円</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>円</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>円</td></tr> <tr><td>(うち、必須教材費</td><td>0 円)</td></tr> </table>	第1期	50,000 円	第2期	50,000 円	第3期	円	第4期	円	第5期	円	第6期	円	(うち、必須教材費	0 円)
第1期	50,000 円															
第2期	50,000 円															
第3期	円															
第4期	円															
第5期	円															
第6期	円															
(うち、必須教材費	0 円)															
② 分割払																
③ 両方可能																
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		10,000 円													
	① 任意の教材費(税込額)		0 円													
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		0 円													
	③ 施設維持費(税込額)		0 円													
	④ その他(検定料) (税込額)		10,000 円													
	3. 総額 (1+2) (税込額)		110,000 円													

## 2020年 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）スキルアッププログラム 開講カリキュラム

分類	科目名	講師	時間			
必修科目	基礎科目	地域福祉の時代とコミュニティソーシャルワーク	阿部重樹（東北学院大学経済学部教授）	3		
		コミュニティソーシャルワークⅠ	村山くみ（東北福祉大学総合福祉学部講師）	3		
		コミュニティソーシャルワークⅡ		3		
		ケースワーク	竹之内章代（東北福祉大学総合福祉学部准教授）	3		
		社会保障制度の新たな動向Ⅰ	阿部裕二（東北福祉大学総合福祉学部教授）	3		
		社会保障制度の新たな動向Ⅱ	宮城県、仙台市	3		
	必須理論	データによる社会調査・分析（社会疫学）Ⅰ	鈴木寿則（仙台白百合女子大学人間学部准教授）	3		
		データによる社会調査・分析（社会疫学）Ⅱ		3		
		データによる社会調査・分析（ライフストーリー聞き取り）Ⅰ	黒坂愛衣（東北学院大学経済学部准教授）	3		
		データによる社会調査・分析（ライフストーリー聞き取り）Ⅱ		3		
		地域の施策と資源理解Ⅰ	西塚国彦（（社福）宮城県社会福祉協議会震災復興・地域福祉部長）	3		
		地域の施策と資源理解Ⅱ	岩淵徳光（（社福）仙台市社会福祉協議会地域福祉課課長）	3		
		地域社会とCSR（企業の社会的責任）	矢口義教（東北学院大学経営学部教授）	3		
		組織運営	和田正春（東北学院大学教養学部教授）	3		
		地域福祉活動計画Ⅰ	高橋賢一（（社福）宮城県社会福祉協議会震災復興・地域福祉部次長） 佐々利春（（社福）富谷市社会福祉協議会事務局次長）	3		
		地域福祉活動計画Ⅱ	岩淵徳光（（社福）仙台市社会福祉協議会地域福祉課課長）	3		
		地域福祉活動計画Ⅲ	増子正（東北学院大学教養学部教授）	3		
		選択科目	実践技法	地域福祉とファンドレイジングⅠ	久津摩和弘	3
				地域福祉とファンドレイジングⅡ	（（一社）日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク COMMNET 理事長）	3
協働の手法Ⅰ	遠藤智栄（地域社会デザイン・ラボ代表）			3		
協働の手法Ⅱ				3		
ファシリテーションの実際とワークショップ運営Ⅰ	菊池広人（東北学院大学地域共生推進機構特任准教授）			3		
ファシリテーションの実際とワークショップ運営Ⅱ	渡邊一馬（（一社）ワカツク代表理事）			3		
ファシリテーショングラフィックス	石塚直樹（（一社）みやぎ連携復興センター代表理事）			3		
災害ケースワーク	北川進（（社福）宮城県社会福祉協議会震災復興・地域福祉部震災復興支援室主幹）			3		
健康格差論	鈴木寿則（仙台白百合女子大学人間学部准教授）			3		
傾聴の技法	阿部重樹（東北学院大学経済学部教授）			3		
特論演習	特論演習ⅠA（高齢者支援と地域社会）		折腹実己子（仙台市地域包括支援センター連絡協議会会長）	3		
	特論演習ⅠB（高齢者支援と地域社会）			3		
	特論演習ⅡA（生活困窮者支援と地域社会）		後藤美枝（（一社）パーソナルサポートセンター自立相談支援部次長）	3		
	特論演習ⅡB（生活困窮者支援と地域社会）			3		
	特論演習ⅢA（子育て支援と地域社会）		小岩孝子（（特非）FORYOU にこここの家理事長）	3		
	特論演習ⅢB（子育て支援と地域社会）			3		
	特論演習ⅣA（障害者支援と地域社会）		伊藤清市（（特非）仙台バリアフリーツアーセンター理事長）	3		
	特論演習ⅣB（障害者支援と地域社会）			3		
	特論演習ⅥA（精神障害者支援と地域社会）		菅原里江（東北福祉大学総合福祉学部准教授）	3		
	特論演習ⅥB（精神障害者支援と地域社会）			3		
特論演習ⅧA（SDGsと地域社会）	紅邑晶子（（一社）SDGsとうほく 代表理事）	3				
特論演習ⅧB（SDGsと地域社会）		3				
事例研究	事例研究ⅠA（まちづくりとコミュニティソーシャルワーク：仙台市を事例として）	穴戸充（（社福）仙台市社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係長）	3			
	事例研究ⅠB（まちづくりとコミュニティソーシャルワーク：南三陸町を事例として）	本間照雄（東北学院大学地域共生推進機構特任教授）	3			
	事例研究ⅡA（石巻市を事例としたコミュニティソーシャルワーク）	阿部由紀（（社福）石巻市社会福祉協議会地域福祉課課長）	3			
	事例研究ⅡB（柴田町を事例としたコミュニティソーシャルワーク）	相原美由紀（柴田町地域包括支援センター管理者）	3			
	事例研究ⅢB（市民セクター／社会的経済の展開とその課題）	齊藤康則（東北学院大学経済学部准教授）	3			
	事例研究Ⅳ（地域活動を事例としたコミュニティソーシャルワーク）	増田恵美子（Narita マルシェ代表）	3			
必	中間報告会（グループワーク）	本間照雄（東北学院大学地域共生推進機構特任教授）	3			
	最終報告会（グループワーク）		3			

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。